

広島県告示第六百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山根町五地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	広島市東区	町	山根町	字	大内越	地番	五〇番九二	標柱番号	標柱一号
					大内越	五〇番二九	標柱二号から五号まで		
					大内越	一一〇番七	標柱六号		
					三四番二	標柱七号から九号まで			
					三四番一	標柱一〇号			
					三八番	標柱一一号			
					五〇番一三	標柱一二号			

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
屋代一丁目一七地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を市道に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	広島市佐伯区	町	屋代一丁目	地番	四八一番三	標柱番号	標柱一号
					一三三番一四	標柱二号	
					一三三番二三	標柱三号	

一三三番二四	標柱四号
一二一番三	標柱五号及び標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中野東七丁目一七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	広島市安芸区		町	字	地番	標柱番号
	中野東七丁目	中野東町	宮室	四〇六六番	八八六番一	標柱一号
	中野東七丁目			四〇五一番一	四〇五三番	標柱二号から四号まで
						標柱五号
						標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁方中筋八A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	呉市					町	仁方中筋町	地番	標柱番号
							一一一四番一	標柱一号	
							一一〇五番一	標柱二号及び標柱三号	
							一一〇四番	標柱四号	
							一一〇〇番	標柱五号	
							一〇九八番七	標柱六号	
							一一一四番四地先道路敷	標柱七号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

本町一八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を市道に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

呉市	郡市	町	地番	標柱番号
	本町		一〇一八番	標柱一号及び標柱六号
八幡町			二〇〇四番	標柱二号
			一〇一一番	標柱三号
			八番二	標柱四号及び標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東塩屋一四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十八年七月十八日広島県告示第七百二十九号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を平成五年十二月二日広島県告示第千九百九十一号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号は告示Aで指定した土地に存する標柱五号と同一とし、標柱四号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱五号は告示Bで指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存するものとする。

呉市	郡市	町	地番	標柱番号
	西塩屋町		二九番地先道路敷	標柱一号
東塩屋町			二八番一地先道路敷	標柱二号
			三七二番	標柱三号
			三七一番	標柱四号

西塩屋町			
二九番	三五番	三六番	四一番一
標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

呉工業高校下地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和五十五年二月二十六日広島県告示第百七十四号で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱四号は同告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存し、標柱五号は同告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

郡市	町	地番	標柱番号
呉市	阿賀北二丁目	五三四番一	標柱一号
		五二六番二	標柱二号
		五二七番一	標柱三号及び標柱四号
		五三七番一	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

南隠渡地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成十三年三月三十日広島県告示第三百七十三号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線、標柱四号と五号を平成十二年三月十三日広島県告示第二百三十七号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号及び三号は告示Aで指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とし、標柱四号及び五号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号及び五号と同一とする。

郡市	呉市	字	南隠渡三丁目	地番	二〇二七番一	標柱番号	標柱一号
町	音戸町				一八一〇番一		標柱二号及び標柱三号
					一八一〇番一		標柱四号
					一九九一番一		標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

尾立堂元地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	呉市	字	堂元	地番	一〇〇二二番一 一〇〇二〇番地先道路敷	標柱番号	標柱一号及び標柱八号
町	倉橋町				一〇〇二四		標柱二号
					二三五二番三		標柱三号
					九九九五番五地先道路敷		標柱四号
					九九九五番三 地先道路敷		標柱五号
					一〇〇二二番二		標柱六号
							標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

柳地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を県道に沿って結んだ線、標柱九号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	呉市	地番	標柱番号
町	倉橋町		
字	柳		
		六八六八番七	標柱一号
		六八六六番七	標柱二号
		六八六七番三	標柱三号
		六八六七番四	標柱四号
		六八六七番一	標柱五号
		六八六〇番一	標柱六号
		六八六〇番一地先道路敷	標柱七号
		六八六八番一八地先県道敷	標柱八号
		六八六八番三〇地先県道敷	標柱九号
		六八六八番三二地先道路敷	標柱一〇号
		六八六八番八	標柱一一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

鳥屋地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	山県郡	字	地番	標柱番号
町	安芸太田町	鳥屋	一五六二番一地先道路敷	標柱一号
大字	加計	大谷平	一一五六番一	標柱二号
			一一五一番	標柱三号
			一一四二番	標柱四号
			一一二二番地先道路敷	標柱五号
			一一一六番	標柱六号及び七号
		鳥屋	二四四九番一	標柱八号

二四五一番一	標柱九号
二四六八番一	標柱一〇号
二四八五番一	標柱一一号
二四八〇番二	標柱一二号
二五一九番	標柱一三号
二五九五番	標柱一四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東則末G地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

尾道市	郡市				
東則末町	町				
一九三七番三	地番	標柱一号			
一六四二番	地番	標柱二号			
一六四三番	地番	標柱三号			
一六三九番	地番	標柱四号			
	標柱番号				